定　款

第 1 章　総則

（商号）

第 1 条　　当会社は、株式会社 WHI Holdings と称し、英文では WHI Holdings Co., Ltd. と表示する。

（目的）

第 2 条　　当会社は、次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

(1) コンピュータソフトウェアの開発、販売及び保守並びにその運用業務の受託

(2) 前号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第 4 条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条　　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章　株式

（発行可能株式総数）

第 6 条　　当会社の発行可能株式総数は、600,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第 7 条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　　当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第 9 条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 会社法第 192 条第 1 項の規定による請求をする権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

（株主総会の招集）

第 12 条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　　株主総会は、最高経営責任者がこれを招集し、議長となる。

2　　最高経営責任者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　　前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。

2　　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条　　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3　　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2　　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から最高経営責任者 1 名を選定し、必要に応じてその他役付取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、最高経営責任者がこれを招集し、議長となる。

2　　最高経営責任者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条　　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 25 条　　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役の報酬等）

第 26 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2　　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 28 条　　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 29 条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 30 条　　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 31 条　　会計監査人の報酬等は、最高経営責任者が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章　計算

（事業年度）

第 32 条　　当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月末日をもって終了する。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 33 条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めるものとし、株主総会決議によっては定めない。

（剰余金の配当の基準日）

第 34 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2　　当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3　　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 35 条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2　　前項の金銭には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

附則

（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第 1 条　　当会社は、2026 年 10 月 19 日付定款変更効力発生前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお当該変更前の定款第 29 条の定めるところによる。

（電子提供措置等の効力発生日）

第 2 条　　第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2　　本附則第 2 条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。